

前田中学校・いじめ防止基本方針

1 前田中学校いじめ対策組織の構成（いじめ対策委員会）

- ◎校長 教頭 主幹教諭（配置された場合） 生徒指導主事 学年主任 養護教諭
スクールカウンセラー SSW その他関係の教職員
必要に応じて、弁護士、医師、警察官関係者、教育学者などの専門家、地域の関係者

2 いじめ対策委員会の役割

(1) いじめの防止

いじめが起きにくい、いじめを許さない環境をつくるために、そのための具体的な手法について検討し、教職員及び生徒に周知する。

(2) いじめの早期発見・いじめへの対処

生徒からの相談や通報を受ける窓口となり、いじめや問題行動に関わる情報を集約し、全教職員で共有を図る。また、いじめの把握やいじめの疑いがあった時は、アンケート調査や聴き取り調査から事実関係を把握し、いじめであるかどうかの判断をする。

(3) 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

いじめの防止等の年間計画などに基づき、いじめ防止等の対応の実行、検証および修正を行う。

(4) 組織の周知

校内外に抑止的立場としての「いじめ対策委員会」の存在および活動内容について、具体的に説明する。いじめの早期発見のために、いじめられた生徒を徹底して守り、事案の迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると、生徒から認識されるようにする。

3 いじめ対策委員会の開催について

- (1) 月に一度、定例の委員会を開催する。（生徒指導年間計画に位置付ける）また、いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ対策組織で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。その場合、定例の会議で再度確認する。
- (2) 校長が不在時については、教頭が校長の代理で委員会を招集する。校長不在時の対応については、責任者である校長に報告し決裁を得る。
- (3) 構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求める。

4 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害行為であり、法の正しい理解に基づく適切な対応を、法の基本理念に基づき社会総がかりで取り組むことが重要である。

札幌市いじめの防止等のための基本的な方針は、国における「いじめの防止等のための基本的な方針」、市における関連条例を踏まえ策定するもの。また、いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が「いじめはどの子ども、どの学校でも、起こり得る」「いじめは絶対に許さない」「いじめられた子どもを絶対に守り通す」との意識をもち、学校として組織的に、家庭や関係機関との連携の下に、いじめ問題の克服を目指さなければならない。

5 いじめの定義及び基本的理解

(1) いじめの定義

「いじめ」の定義(いじめ防止対策推進法第2条より・・・平成25年9月施行)

「いじめ」とは『児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。』をいう。

※ 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) 「いじめ」についての基本的理解(「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」(第二案)より)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要がある。この際、いじめは、多様な態様があること鑑み、「法」の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察することなどして確認する必要がある。

また、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいた場合などにおいて、当該児童生徒がそのことを知らずにいたとしても、いじめる行為を行った児童生徒に対して教育的指導が適切に行われるべきである。加えて、いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、この場合においても、法が定義するいじめには該当するため、学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要である。

◆具体的ないじめの態様は以下のようなものである。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる(周囲から見えにくい場合がある)
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる(当事者の関係から集団化していく場合がある)
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする(観衆や傍観者がいる場合がある)
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等(加害と被害が逆転する場合がある)

6 いじめの未然防止の取り組み

いじめ問題において「いじめが起こらない学校づくり」をめざし、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには「いじめは、どの学級にも、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

- (1) 道徳教育をはじめとする心の教育に、生徒の発達段階を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて取り組む。
 - ・本校学校教育目標である「豊かな心情」を道徳授業を要として学校の教育活動全体を通じて育む。優しさや思いやりの心を育てる。
 - ・規範意識を醸成することにより「いじめは絶対許せない行為である」ことを認識させる。
 - ・人権尊重教育の推進、命の大切さを教える。
- (2) 人間関係を構築するための素地の育成
 - ・心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。
 - ・「挨拶、礼儀、言葉遣い」の大切さを学校の教育活動全体で教え、コミュニケーション能力を高める。
- (3) 生徒の主体的な活動を推進し、自己肯定感、自己有用感を育む
 - ・楽しく・学習内容がわかり意欲的に取り組む授業の展開と実施
 - ・「居場所」「絆」のある学校・学級づくり
 - ・集団内で役割を担い、達成感や成就感を感じ取る経験を積ませることや温かい人間関係の中でお互いを認め合う集団作りをめざす。
 - ・生徒の自治的な活動を通して、生徒自身が「いじめを許さない」「いじめでの解決は絶対に許されない」という気持ちを高めさせる。また、それを生徒同士で行動に示すなど、いじめを容認しない風土づくりを進める。
- (4) 家庭や地域との連携によるいじめの未然防止
 - ・日常的に保護者との連携を図り信頼関係を構築し、本校の「いじめ防止対策方針」への理解と協力を求める。
 - ・前田中学校区青少年健全育成推進会等で「いじめ」の生徒の状況について共有し、登下校時の見守りや声掛け等を依頼する。
- (5) ネットいじめの未然防止
 - ・ネットいじめの特徴や被害状況を生徒や保護者へ伝え注意を喚起する。
 - ・情報モラル教育の充実を図る。

7 いじめの早期発見

いじめは早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、生徒達に関わるすべてを教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

- (1) 教職員の認知能力を高めるために
 - ・本校生徒指導部の基本方針である「生徒一人ひとりの人格を尊重した生徒指導」を推進し、生徒の立場に立ち、生徒達を守るという姿勢で生徒指導に取り組む。
 - ・共感的に生徒達の気持ちや行動を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

- ・いじめは大人の見えにくいところで行われることを認識する。
- ・無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われる。
- ・遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活の練習のふりをして行われる形態
- ・いじめられている生徒は、「親に心配をかけたくない」、「いじめられる自分はダメ人間」、「訴えても大人が信用できない」、「訴えたらその仕返しが怖い」などの心理が働き、本人から訴えない場合がある。

(2) 早期発見のための手立て

- ・教職員の巡視体制による日々の日常観察
休み時間など、各学年体制で「生徒のいるところには教師がいることをめざし」、生徒とともに過ごす機会を積極的に設ける。
- ・心身の健康観察アプリを活用し、生徒の状況の把握に努める。
- ・いじめ実態調査アンケートの実施
年間2回実施(定期)、必要に応じて不定期にも実施する
- ・教育相談の実施、個人懇談等の利用

8 いじめの早期対応・解決

(1) いじめについての事実を確認

- ・いじめを把握したら、正確な事実確認を行う。生徒の心を配慮し共感的な姿勢で、丁寧にじっくり聞き取る。周囲の生徒、保護者、他の教職員からも必要があれば情報収集。
- ・聞き取った情報は『担任や聞き取りを行った教諭⇒学年生活係⇒生徒指導部長』という流れをつくり、対策については学年体制や学校体制で検討する。
- ・保護者へは、事実を確認したその日にうちに電話連絡や家庭訪問等で事実関係・学校の指導方針を伝え、今後の対応について相談する。(誠意ある迅速な対応を心がける)

(2) いじめられている生徒の理解と傷ついた心のケア

- ・何よりも被害者保護を最優先。自傷行為、仕返し行為などの発生を未然に防ぐため、被害生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。
- ・その際、以下のような点に留意
 - 「誰も助けてくれない」という無力感を取り払う
 - いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝える。
 - 大人の思い込みで子どもの心情を勝手に受け止めない。
 - 「つらさや願いを語る」ことができる安心感のある関係づくり。
- ・状況によってはSCなどの関係機関とも連携をする。

(3) 被害者ニーズの確認

- ・危機を一緒にしのいでいくという姿勢に基づき、安全な居場所の確保や、加害者や学級への指導に関する具体的な支援策を提案するなどし、本人や保護者に選択してもらうことも重要である。

(4) いじめ加害者への指導と、被害者との関係修復

- ・被害生徒の苦しみを理解できるような指導、そして関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかける。その際、いじめ行為は絶対に認められないという態度をとりながら、加害者の成長支援という視点から、加害生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止

めるように心がけることも大切。加害生徒への指導と援助が再発防止のカギとなる。加害生徒の保護者には、事実関係を正確に伝えるとともに、加害生徒の成長支援のためという視点を踏まえながら保護者との連携を図っていく。

- ・また、指導の事前及び過程で被害生徒と保護者の同意を得ること、指導の結果を丁寧に伝えるなどの配慮を行うことも忘れない。その後も継続的に、本人・保護者とコミュニケーションをとり、状況を気にかけていく。
- ・いじめ解消の目安である3か月間は特に注意して見守る。解消の判断は下記の2つの要件が満たされていることとする。

ア 被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続している。(期間は委員会の判断で長期間の設定もできる)

イ 被害生徒がいじめにより心身の苦痛を感じていないと認められること。(本人・保護者面談等)

(5) 関係機関との連携

- ・学校内だけでは解決を図ることが困難な場合は、更なる事態の悪化を防ぐために、教育委員会と連携し組織的に対応する、必要に応じて警察・医療機関・児童相談所・SC等と連携を図る。